

第 6073 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 11月 1日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 会社が負担する損害賠償金

**Q**：従業員が勤務中に交通事故を起こしました。会社が損害賠償金を負担しますが、税務上どのような取扱いになりますでしょうか？

**A**：交通事故発生の原因となった行為が、会社の業務の遂行に関連するものかどうか、故意又は重過失に基づくものかどうかによって取扱いが異なります。

### 【解説】

法人税では、会社の役員や従業員が行った行為によって他人に損害を与えた場合に会社が支出する損害賠償金は、次のように取扱うこととされています。

- ①その行為が会社の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意又は重過失に基づかないものである場合・・・給与以外の損金の額に算入します。
- ②その行為が会社の業務の遂行に関連するものであるが故意又は重過失に基づくものである場合又は会社の業務の遂行に関連しないものである場合・・・その役員又は従業員に対する債権（立替金等）となります。

ご質問の場合、貴社の従業員の行為は勤務中の交通事故であり、業務の遂行に関連すると認められますので、故意又は重過失が無ければ、給与以外の損金の額に算入することが認められます。

